

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>「道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について</p>	<p>令和6年5月16日 長官官房 生活交通安全局</p>
<p>1 趣旨</p> <p>「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）において、アナログ規制に該当する条項について見直しを行うこととされたこと等を踏まえ、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）等の改正を行うに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。</p> <p>2 期間</p> <p>令和6年5月17日（金）から令和6年6月15日（土）まで（30日間）</p> <p>3 内閣府令案及び国家公安委員会規則案</p> <p>「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」において「書面掲示規制」、「常駐・専任規制」、「対面講習規制」等について見直しを行うこととされたことを踏まえ、道路交通法施行規則等について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県公安委員会の掲示板への掲示により行うこととされている公示について、インターネットの利用により行うことを可能とする ○ 営業所等ごとに専任の者を置くこととされている管理者等について、一定の条件を満たす場合には、兼任の者を置くことを可能とする ○ 対面で実施することが想定されている講習について、オンラインにより実施することを可能とする <p>などの改正を行うもの。</p> <p>4 施行期日</p> <p>公布の日から施行する。</p>		

公安委員会 説明資料No. 2	警察庁長官と韓国警察庁長の会談について	令和6年5月16日 長官官房
<p>1 日時 令和6年5月21日（火）午前10時00分頃から午前11時00分頃までの間</p> <p>2 場所 警察庁</p> <p>3 日本側 露木 康浩警察庁長官</p> <p>4 韓国側 尹 熙根（ユン・ヒグン）韓国警察庁長</p> <p>5 会談内容</p> <ul style="list-style-type: none">○ 両国警察庁長（官）は、現下の国際情勢や最近のテクノロジーの目覚ましい発展が治安に与える影響を踏まえ、両国警察の良好な関係を発展させるために意見交換を行う。○ 具体の議題は、<ul style="list-style-type: none">・経済安全保障に関する協力・サイバー空間の安全確保・組織的詐欺等の国境を越える犯罪との闘い・生成AI等先端技術の悪用に対する対応と活用・日韓両国の国民の保護となる。○ 会談の最後に、両国警察庁長（官）による会談内容を確認・記録するため、「日本国警察庁と大韓民国警察庁との間の警察業務の協力に関する協議の記録」を作成し、両国警察庁長（官）が署名・交換する予定。		